

## 中間前金払制度の運用開始について

建設業者が直面している極めて厳しい状況を踏まえ、本市が発注する工事において、受注者の資金調達の円滑化を図るため、「中間前金払制度」の運用を平成23年4月1日から開始します。

本市の工事を受注された方は、一定の条件の下で中間前払金を請求できますので、本制度を活用してください。

### 1 中間前金払制度とは

契約当初の前払金（契約金額の4割以内）に加え、工事の中間時点で一定の条件を満たしていれば、さらに前払金（契約金額の2割以内）を支払う制度です。

### 2 実施時期

平成23年4月1日以降に公告その他契約の申込みが行われる契約から適用

### 3 中間前金払の対象となる工事

契約当初の前金払（契約金額の4割以内）が行われている工事  
ただし、次の工事については、対象外とします。

- (1) 債務負担行為による契約で各年度ごとに前金払をする工事
- (2) 地域建設業経営強化融資制度による債権譲渡の承諾申請が行われている工事（ただし、当該承諾申請が承諾されなかった場合を除きます。）
- (3) その他、前払金を当該工事に必要な経費以外の支払に充てていることが判明した場合等、中間前金払をすることが不適當な特別な事由がある工事

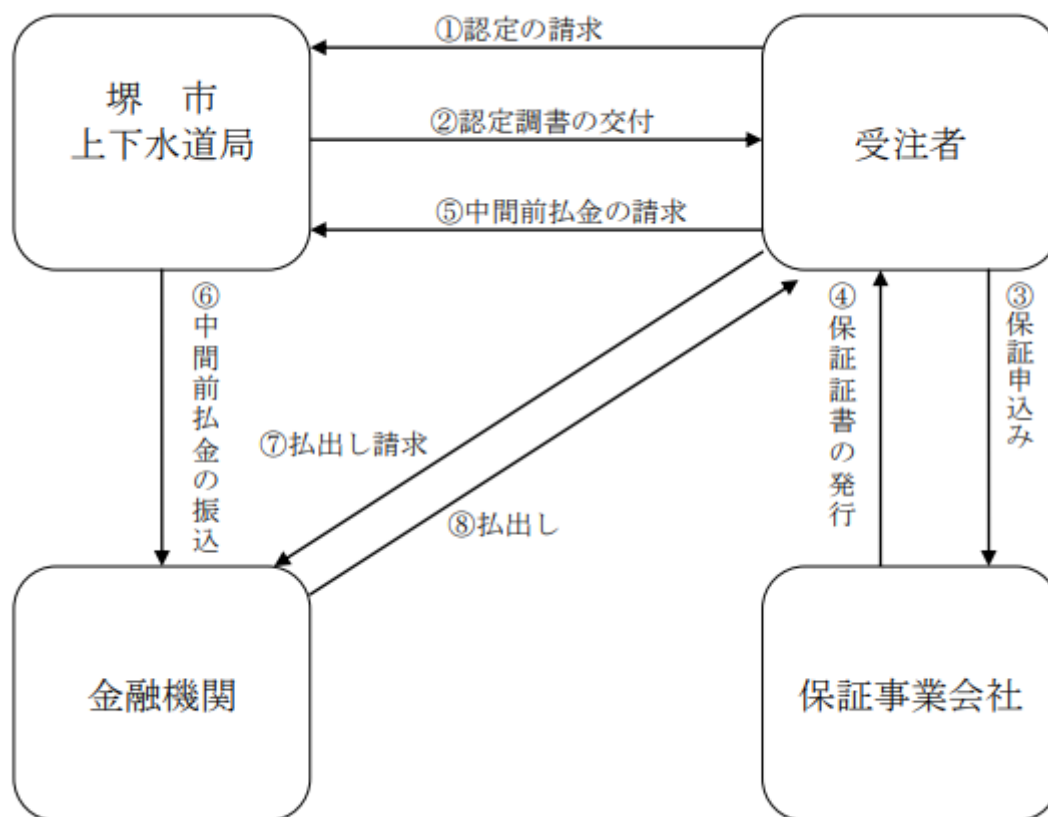
### 4 中間前金払の認定要件

契約金額が250万円を超える工事で、次の要件を全て満たすもの

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要した経費（工事の出来高）が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (4) 部分払及び部分引渡しに伴う支払が行われていないこと。

（※中間前金払が行われた後の部分払等については、請求できるものとします。）

## 5 中間前払金の請求手続



- ① 受注者は、認定請求書（様式第1号）に工事履行報告書（様式第2号）を添付して堺市上下水道局に提出し、中間前金払に係る認定を請求する。
- ② 堺市上下水道局は、要件を具備していることを認定した場合、認定調書（様式第3号）を交付する。ただし、進捗等の調査の結果、中間前金払をすることができる要件を具備していないときは、認定調書を交付しない。  
なお、工事履行報告書に記載された進捗率の数値に疑義がある場合は、当該数値の根拠となる資料の提出を求めることがある。
- ③ 受注者は、保証事業会社に中間前払金保証の申込みをしてください。
- ④ 保証事業会社から受注者に保証証書が発行される。
- ⑤ 受注者は、請求書に保証証書（正・副）を添付して堺市上下水道局に中間前払金を請求する。
- ⑥ 堺市上下水道局は、受注者の前払金専用口座に中間前払金を振り込みます。
- ⑦ 受注者は、金融機関に払出しの請求をする。
- ⑧ 金融機関は、受注者に中間前払金を払い出す。

## 6 根拠規定

堺市上下水道局公共工事の前金払に関する規程

堺市上下水道局公共工事の前金払及び部分払に関する要綱

## 7 問合せ先

堺市上下水道局 サービス推進部 事業サポート課 契約係

電話：072-250-9139